

令和 4 年 2 月 16 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課長

人事委員会勧告に基づく期末手当の改定の取扱いについて（通知）

令和 3 年 10 月に人事委員会から勧告のありました期末手当の改定については、「人事委員会勧告に基づく期末手当の改定の取扱いについて」（令和 3 年 11 月 18 日付け 3 高教福第 1062 号高知県教育委員会事務局教職員・福利課長通知）において、令和 3 年 12 月の期末手当の引下げを見送り、本年度の引下げ相当分を令和 4 年 6 月の期末手当から減額することで調整を行うことを含め、引き続き検討するとお知らせしたところです。

このたび、令和 4 年 2 月県議会定例会に係る関係条例議案を提出することとし、下記のとおり取り扱うことを予定していますので、貴管内の学校長及び職員に周知くださいますようお願いいたします。

記

1 給与改定の内容

（1） 期末手当及び勤勉手当の支給月数

別紙のとおり期末手当を引下げ

（2） 令和 3 年度の期末手当の引下げ相当額の減額調整

令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、（1）により算定される期末手当の額から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、令和 4 年 6 月の期末手当の基準日に在職する職員のうち、会計年度任用職員については、調整を行わない。

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5 分の 5（特定幹部職員にあつては、107.5 分の 5）

イ 再任用職員 68.8 分の 2.5（特定幹部職員にあつては、58.8 分の 2.5）

ウ 特定任期付職員及び任期付研究員 159 分の 4

2 実施時期

改正条例の公布の日

（問い合わせ先）

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

別紙

期末手当及び勤勉手当の支給月数

区分			本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数		
			6 月期	12月期	計	6 月期	12月期	計
再任用職員以外の職員	一般職員	期末手当	1. 275月	1. 275月	2. 55月	<u>1. 25月</u>	<u>1. 25月</u>	<u>2. 50月</u>
		勤勉手当	0. 825月	0. 825月	1. 65月	0. 825月	0. 825月	1. 65月
		計	2. 10月	2. 10月	4. 20月	<u>2. 075月</u>	<u>2. 075月</u>	<u>4. 15月</u>
	特定幹部職員	期末手当	1. 075月	1. 075月	2. 15月	<u>1. 05月</u>	<u>1. 05月</u>	<u>2. 10月</u>
		勤勉手当	1. 025月	1. 025月	2. 05月	1. 025月	1. 025月	2. 05月
		計	2. 10月	2. 10月	4. 20月	<u>2. 075月</u>	<u>2. 075月</u>	<u>4. 15月</u>
再任用職員	一般職員	期末手当	0. 687月	0. 688月	1. 375月	<u>0. 675月</u>	<u>0. 675月</u>	<u>1. 35月</u>
		勤勉手当	0. 412月	0. 413月	0. 825月	0. 412月	0. 413月	0. 825月
		計	1. 099月	1. 101月	2. 20月	<u>1. 087月</u>	<u>1. 088月</u>	<u>2. 175月</u>
	特定幹部職員	期末手当	0. 587月	0. 588月	1. 175月	<u>0. 575月</u>	<u>0. 575月</u>	<u>1. 15月</u>
		勤勉手当	0. 512月	0. 513月	1. 025月	0. 512月	0. 513月	1. 025月
		計	1. 099月	1. 101月	2. 20月	<u>1. 087月</u>	<u>1. 088月</u>	<u>2. 175月</u>
特定任期付職員		期末手当	1. 59月	1. 59月	3. 18月	<u>1. 57月</u>	<u>1. 57月</u>	<u>3. 14月</u>
任期付研究員		期末手当	1. 59月	1. 59月	3. 18月	<u>1. 57月</u>	<u>1. 57月</u>	<u>3. 14月</u>